

北九州市監査公表第 22 号
平成 14 年 7 月 15 日

北九州市監査委員	山 住 晃 一
同	神 尾 榮 一
同	木 村 証
同	松 井 克 演

北九州市長から、監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

2 監査の対象

(1) 保健福祉局

(2) 各区役所

(3) 市民福祉センター 59 館

なお、平成 14 年 4 月 1 日の組織改正により、区役所における市民福祉センターの管理事務はまちづくり推進課となったことから、区役所の指摘事項に係る所管組織名はまちづくり推進課と表記した。

3 監査の期間

平成 13 年 9 月 6 日から平成 14 年 2 月 8 日まで

4 監査公表の時期

平成 14 年 3 月 1 日（平成 14 年監査公表第 9 号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>2 市民福祉センターの組織及び実施体制 (6) 改善及び検討を要する事項 ア 組織について</p> <p>市民福祉センターについては、北九州 市事務分掌規則で保健福祉局が所管す ることとなっている。しかしながら、市 民福祉センターでは、保健福祉活動のほ か、教育委員会所管の生涯学習活動、消 防局所管の地域防災等の活動、環境局所 管のリサイクル運動を行うなど、多岐の 役割を担い、数多くの事務事業が実施さ れている。その運営にあたり、関係各局 は緊密な連携をとりあって遂行してい るものの現状の縦割り組織は地域にと って分かりにくいものになっている。</p> <p>一例として、運営の予算措置が、局レ ベルでは保健福祉局と教育委員会で行 われ、区レベルでは教育委員会中央公民 館と区役所保健福祉センターにまたが っていることから、指揮命令系統や報告 などの情報が一元化されていないなど の問題がある。</p> <p>より効率的で効果的な運営を目指し、 組織のあり方について検討されたい。</p>	<p>地域住民の自主的なまちづくり活動の 支援、市民参加・市民協働の体制づくりを 推進するため平成 14 年 4 月 1 日の組織改 正で、市民福祉センターをまちづくり推進 課の所管とした。</p> <p>また、中央公民館の生涯学習業務、保健 福祉センターの地域福祉業務をまちづく り推進課に統合し、市民福祉センターへの 指揮命令系統等の一元化を行い業務や予 算執行の効果的・効率的な運営を図ること にした。</p>
<p>2 市民福祉センターの組織及び実施体制 (6) 改善及び検討を要する事項 イ 職員のボランティア意識について</p> <p>まちづくり協議会が配置した職員は、 おおむね週 30 時間以内勤務で、従事時 間に応じて活動手当が支給されている。 しかしながら、市民福祉センターの活動 を活発化するためには、館の使用申請の 受付、使用料の徴収等の貸し館業務だけ でなく、ボランティアとしての意識を培 って、市民福祉センターの諸活動を積極 的に応援し参加することが求められる。</p> <p>採用にあたっては、この意義を十分説 明するとともに、採用後においてもボラ ンティアの心構えに関する啓発が必要 と考える。</p>	<p>従来から、市民福祉センターの開館に際 しては、ボランティア大学校の講師が地域 の役員や市民福祉センター職員を対象に 市民福祉センター運営推進講座研修を実 施している。さらに、平成 13 年度からは、 市民福祉センター活動者養成研修を開始 し、市民福祉センター職員のボランティア 意識の醸成に努めているところである。</p> <p>今後は、このような研修に市民福祉セン ター職員を積極的に参加させるよう管理 受託者に対して依頼した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>まちづくり協議会において適切な措置が講じられるよう指導されたい。</p>	
<p>2 市民福祉センターの組織及び実施体制 (6) 改善及び検討を要する事項 ウ 管理運営に関するマニュアルの作成について</p> <p>市民福祉センターの管理運営に対する指導及び支援策の一つに運営マニュアルの配布がある。現在、市民福祉センターで使用しているマニュアルは、教育委員会生涯学習課が作成した生涯学習事業ハンドブックであるが、本来は地域公民館での生涯学習活動を推進していくことを目的に作成されたものである。また、一部の区役所保健福祉センター地域福祉係において独自にマニュアルを作成し、配布していたが、その一部に財務上等の誤った記述があった。さらに生涯学習事業ハンドブックには、公民館の利用承認申請書の様式が掲載され、ほとんどの市民福祉センターではこれに準じて利用承認申請書を作成しているが、統一した様式がないため、それについても、一部の市民福祉センターで使用している利用承認申請書に使用料等の誤った記述があった。</p> <p>市民福祉センターの設置目的は、社会教育法に基づき設置された公民館とは異なるものであり、所管の保健福祉局において市民福祉センターの設置目的に沿ったマニュアルを作成し、基本的な事項については、全市統一した基準で運営にあたるべきものである。</p> <p>マニュアルの作成について検討されたい。</p>	<p>統一的な市民福祉センターの運営マニュアルは必要と考えている。</p> <p>市民福祉センターの業務は多岐にわたっているため、関係局との調整が必要である。現在、平成 14 年度半ば作成を目標に関係局と協議を行っているところである。</p>
<p>2 市民福祉センターの組織及び実施体制 (6) 改善及び検討を要する事項 エ 館長研修について</p> <p>館長の職務内容は、委嘱時に 施設の総括的管理・運営、 地元組織との連絡調整、 住民活動・ボランティア活動の支援、 生涯学習の推進、 行政機関及び各種団体・グループとの連絡調整など</p>	<p>館長の市民福祉センターの管理運営に関する意思統一は、毎月区毎に実施している館長会議における意見交換の中で、確認しているところである。</p> <p>今後は、この館長会議を研修の場として</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>と示されている。また職務権限については、「市民福祉センター事業の進め方について」において 施設の管理権及び運営権は館長が持ち、その責任を負う。館長は、まちづくり協議会の意見を聞きながら、施設の運営を行うと定められている。</p> <p>一方、市民福祉センターを拠点とした活動として、生涯学習活動に加え保健福祉活動、コミュニティ活動がある。これらの活動については、館長との連携のもと各事業を所管する担当課が中心となって実施しているが、館長の役割について基本的な事項については統一されているものの、一部の区を除き、いわゆる貸し館業務となっている。さらに市民福祉センターを拠点とした事業が年々増加しているが、事業の目的についての認識が足りない館長も一部にいる。管理権及び運営権を持つ館長は、当然、市民福祉センターを拠点とする活動について、深い見識を持つとともに推進にあたっては、一定の責務を負うものであり、共通の認識に立った運営が求められている。</p> <p>このような状況のもと、現在実施している館長研修は、生涯学習に重きを置いた内容となっている。運営マニュアルと同様、所管局の責務において、館長を対象とした研修を実施し、館長の職務内容について明確にすべきものとする。</p> <p>館長研修のあり方について検討されたい。</p>	<p>活用し、さらなる意識の高揚に努めていくとともに、年に一度は総合的な研修を全市的に開催し、共通の認識に立って市民福祉センターの業務を推進する。</p>
<p>2 市民福祉センターの組織及び実施体制 (6) 改善及び検討を要する事項 オ 職員研修について</p> <p>まちづくり協議会は受託業務を実施するために職員を配置している。しかしながら、配置職員に対して業務遂行上必要な知識を修得させるための事前研修等は特に実施していない。この結果、職員として必要な知識の習得は、業務に就いてからの館長及び他の従事職員による職場研修しか行われていないのが実情である。</p>	<p>市民福祉センター職員に対する研修は、市民福祉センターが開館するつど、市民福祉センター運営推進講座を開催し、業務遂行のための知識を習得させてきたが、今後は、保健福祉局地域福祉課に配置している地域福祉推進指導員による、巡回指導を強化するとともに、市民福祉センター活動者養成のための研修を実情に合わせてきめ細かく開催することにした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>委託業務を円滑に遂行させるためには、市民福祉センターでの事業展開に適応した職員の体系的な研修を実施する必要がある。</p> <p>職員の研修のあり方について検討されたい。</p>	
<p>3 市民福祉センターの運営 (4) 改善及び検討を要する事項 ア 市民福祉センターの運営目標について</p> <p>平成12年度の市民福祉センター1館あたり利用者数は26,445人である。この利用状況を個別に見ると利用者数が最多の館は48,324人、最少の館は11,372人と、格差が4.2倍になっている。また、人口1人あたり利用回数は、平均は3.4回であるが、最大9.4回に対して最小1.2回と7.8倍の格差がある。しかしながら、市民福祉センターの運営については、具体的な目標を定めた指導は行われていない。</p> <p>利用状況の低い市民福祉センターについては、その原因の把握に努めるとともに、利用促進策について検討されたい。</p>	<p>市民福祉センターの利用については、多目的ホールの自由利用日の設定等その促進に取り組んでいるところである。</p> <p>今回の監査で指摘を受けた、特に利用状況の低い市民福祉センターについては、地域づくりに対する取り組みの状況等を6月中に把握し、的確な利用促進策を講じることとしている。</p>
<p>3 市民福祉センターの運営 (4) 改善及び検討を要する事項 イ 地域リーダーの育成について</p> <p>市民主体のまちづくりにおいて、地域リーダーの役割は大きく、平成12年度市民意識調査「コミュニティ意識と実態」においても、コミュニティ活動を活発化させるため行政へ期待することの第1位が「コミュニティリーダーの養成(41.0%)」である。</p> <p>地域リーダーの育成について検討されたい。</p>	<p>地域リーダーの育成については、ボランティア大学校による市民福祉センター活動者養成研修や地域福祉指導者養成研修を実施し、まちづくり協議会役員など地域のリーダーに対して、幅広い知識の修得を図っているところである。</p> <p>今後は、この研修に「地域の課題発見と解決の方法」、「コミュニティ活動を推進するための活動事例発表」を取り入れ、より充実した研修を実施することについてボランティア大学校との間で協議が整っている。</p>
<p>3 市民福祉センターの運営 (4) 改善及び検討を要する事項</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ウ ボランティアコーナーについて</p> <p>地域社会での諸問題をその構成員である個人、家庭、企業、学校、地域団体、行政などが一体となって取り組んでいく体制づくりにおいて、ボランティアは不可欠な存在である。第三次実施計画においても、より多くの人々が身近なところでボランティア活動に参加できるよう市民福祉センターにボランティアコーナーの整備を進めることとしている。また、市民福祉センターの施設運営にあたっては、ボランティアコーナーは誰もが気軽に利用できるよう運用を図ることとされている。</p> <p>しかしながら、多くの市民福祉センターでは、ボランティアコーナーが市民ロビーや会議室として使用されていた。さらに、ボランティアコーナーの表示すらないところがあった。</p> <p>ボランティアコーナーの運営について改善されたい。</p>	<p>ボランティアコーナーについて、今後は、区のボランティアセンターと連携を図りながら地域のボランティア活動情報の提供や、身近なボランティア活動の方法についての啓発を通して、有効活用を図ることとしている。</p> <p>なお、表示については、全館実施済みである。</p>

(2) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>4 市民福祉センターの管理</p> <p>(3) 改善及び検討を要する事項</p> <p>ア 納入通知書兼領収書の名義と領収印について</p> <p>市民福祉センターにおける使用料の徴収事務をまちづくり協議会に委託しているが、使用料を徴収する際に使用する納入通知書兼領収書の領収者名及び領収印が受託者名となっていない市民福祉センターがあった。</p> <p>徴収事務の受託者の代表であるまちづくり協議会会長名を記入し会長印を押印した領収書を発行するべきである。</p> <p>適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターについては、市民福祉センターの使用料徴収事務受託者に対し適正な事務処理を指導し、是正した。</p> <p>(門 司 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 課) (小 倉 北 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 課) (小 倉 南 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 課) (八 幡 東 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理</p> <p>(3) 改善及び検討を要する事項</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 各室使用料及び冷暖房設備使用料の適用について</p> <p>市民福祉センターの各室使用料は市民福祉センター条例等で室の区分により、また、冷暖房設備使用料は市民福祉センター条例施行規則等で使用する室の面積により定められているが、使用料の額の適用を誤っているものがあった。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターについては、各室使用料及び冷暖房設備使用料を再点検し、平成14年度からは条例等で定められた額に是正済みである。</p> <p>(小倉北区役所まちづくり推進課) (小倉南区役所まちづくり推進課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理</p> <p>(3) 改善及び検討を要する事項</p> <p>ウ 収納金の払込不足について</p> <p>市民福祉センター使用料等として収納した金額と、指定金融機関等へ実際に払い込まれた金額とで差があり、払込不足となっている市民福祉センターがあった。</p> <p>収納した金額は、全額を確実に指定金融機関等に払い込まなければならない。適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターの払込不足については、平成13年度中に納付を完了した。</p> <p>また、市民福祉センターの使用料徴収事務受託者に対して、今後収納金の取扱いを適正に行うよう指導した。</p> <p>(門司区役所まちづくり推進課) (小倉北区役所まちづくり推進課) (小倉南区役所まちづくり推進課) (八幡東区役所まちづくり推進課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理</p> <p>(3) 改善及び検討を要する事項</p> <p>エ 収納金の払込遅延について</p> <p>収納した使用料等の指定金融機関等への払込が遅延している市民福祉センターがあった。</p> <p>収納金の払込は、委託契約において、即日(やむを得ない場合は翌日)に指定金融機関等に払い込まなければならないと定められている。</p> <p>適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターの使用料徴収事務受託者に対して、今後収納金の取扱いを適正に行うよう指導した。</p> <p>(小倉南区役所まちづくり推進課) (若松区役所まちづくり推進課) (八幡東区役所まちづくり推進課) (八幡西区役所まちづくり推進課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理</p> <p>(3) 改善及び検討を要する事項</p> <p>オ 納入通知書兼領収書の取扱いについて</p> <p>委託している市民福祉センター使用料徴収の際に使用する納入通知書兼領収書(二連式)の取扱いについて、原符を破棄している、書損分が保管され</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターの使用料徴収事務受託者に対して、今後納入通知書兼領収書の取扱いを適正に行うよう指導した。また、未使用分の無効処理につい</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ていない、収入金額を訂正している、未使用分を無効処理していない市民福祉センターがあった。 会計の事務は、公正、確実に処理しなければならない。 適正な事務処理がなされるよう、指導されたい。</p>	<p>ては、平成 13 年度中に完了した。 (門司区役所まちづくり推進課) (小倉北区役所まちづくり推進課) (小倉南区役所まちづくり推進課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理 (3) 改善及び検討を要する事項 カ 講師謝金について 市民福祉センターで実施している生涯学習講座における講師謝金について、同一の講師で同一内容の講義にもかかわらず講義する市民福祉センターによってランク付けが異なっている、1 時間未満の端数処理について 30 分以上を切り捨てているなど算定方法に誤りがあるものがあった。 講座における講師謝金額については、市職員研修所が定めた基準に基づき算定することとなっている。 適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今後は、市職員研修所で定めた基準を遵守し、適正な事務処理に努める。 (小倉南区役所まちづくり推進課) (若松区役所まちづくり推進課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理 (3) 改善及び検討を要する事項 キ まちづくり協議会への委託契約関係 (ア) 徴収事務委託における区収入役との協議について 市民福祉センター使用料の徴収事務をまちづくり協議会に委託しているが、契約にあたり区収入役との協議を行っていなかった。 市会計規則では、歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、収入役等に協議することとされている。 適正な事務処理をされたい。</p>	<p>平成 14 年度の市民福祉センター使用料徴収事務等委託契約にあたっては、市会計規則に基づき区収入役との協議を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。 (門司区役所まちづくり推進課) (小倉北区役所まちづくり推進課) (若松区役所まちづくり推進課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理 (3) 改善及び検討を要する事項 キ まちづくり協議会への委託契約関係 (イ) 委託料の精算について</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>概算払いしている委託料の業務終了後の残余金を、翌年度繰越等を行い戻入していないまちづくり協議会があった。</p> <p>市民福祉センターの管理業務及び使用料徴収事務委託契約では、委託料については年4回概算払いし、業務終了後（年度末）残余金があれば返還することとなっている。</p> <p>関係帳簿等を精査するなど、適正な精算事務をされたい。</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センター管理運営業務受託者に対し返還を求め、平成13年度中に納付を完了した。</p> <p>今後精算に当たっては、関係帳票を精査し、適正な事務処理に努める。 （小倉北区役所まちづくり推進課）</p> <p>指摘を受けたまちづくり協議会に対し、人件費については、返還を求め、平成13年度中に納付を完了した。</p> <p>物件費については、物品納入業者からの請求遅れによる未払金であり、翌年度に支払っているため返還請求はしないこととした。</p> <p>今後精算に当たっては、関係帳票を精査し、適正な事務処理に努める。 （小倉南区役所まちづくり推進課）</p>
<p>4 市民福祉センターの管理 (3) 改善及び検討を要する事項 ク 消防計画の作成と避難訓練等の実施について</p> <p>市民福祉センターにおいて、防火管理者を届け出していないもの、消防計画を作成し届け出していないもの、消防計画に基づく避難訓練等を実施していないものがあった。</p> <p>防火管理者の届出等については、消防法第8条に、防火管理者を定め消防署に届け出ること（解任も同様）、消防計画を作成すること、消防計画に基づく避難訓練等を実施すること、また、消防法施行規則第3条に、消防計画を消防署に届け出なければならない（変更も同様）と定められている。</p> <p>適正な防火管理対策を講じられたい。</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターについては、消防法等に基づく届出を、平成13年度中に完了した。</p> <p>避難訓練については、平成14年度から確実に実施するよう防火管理者に対して指示した。</p> <p>今後も、このことを徹底し、利用者の安全確保に努める。 （各区役所まちづくり推進課）</p>
<p>4 市民福祉センターの管理 (3) 改善及び検討を要する事項 ケ 閉館時間について</p> <p>条例等で定めた閉館時間より早く閉館している市民福祉センターがあった。</p> <p>市民福祉センター条例施行規則等では、市民福祉センターの供用時間（開館時間）は、平日は午前9時から午後10</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターに対し規則等に定める供用時間（開館時間）を厳守するよう指示した。</p> <p>現在は、警備報告書等により閉館時間は是正されていることを確認している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>時までとなっている。 規則を遵守されたい。</p>	<p>(小倉北区役所まちづくり推進課)</p>
<p>4 市民福祉センターの管理 (3) 改善及び検討を要する事項 コ 寄付備品の受入について 寄付採納手続を経ないで、ピアノ等の備品を受け入れている市民福祉センターがあった。 寄付採納については、物品管理要領に、贈与又は寄付の場合は、別途決裁を受けたのち手続を行うことと定められている。 適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘を受けた市民福祉センターには、物品管理要領の遵守を指示し、受入済みの備品については、所定の事務処理を完了した。 今後は適正な事務処理に努める。 (門司区役所まちづくり推進課) (小倉南区役所まちづくり推進課) (八幡西区役所まちづくり推進課)</p>